

個人線量測定業務仕様書

本仕様書は地方独立行政法人市立大津市民病院が委託する個人線量測定業務の仕様を定めるものであり、受託者は本仕様書に基づき、個人線量測定業務を誠実に実施するものとする。

1 目的

放射線障害防止法（施行規則）第4章第20条、医療法施行規則第30条18・第30条27及び電離放射線障害防止規則第8条・第9条の規定に基づき、本院の放射線業務従事者が受けた放射線量を測定し、その結果を記録・保管することを目的とする。

2 測定内容

放射線測定器の種類及び仕様は次の各号のとおりとする。

(1) 広範囲用

①測定線種 X・ γ ・ β 線

②測定エネルギー範囲、測定線量範囲

・ X・ γ 線 : 10keV～10MeV 0.1mSv～10Sv

・ β 線 : 150keV～3MeV 0.1mSv～10Sv

③重量 30g以下

(2) 中性子広範囲用

①測定線種 X・ γ ・ β 線・中性子

②測定エネルギー範囲、測定線量範囲

・ X・ γ 線 : 10keV～10MeV 0.1mSv～10Sv

・ β 線 : 150keV～3MeV 0.1mSv～10Sv

・ 中性子 : 0.025eV～15MeV 0.1mSv～60mSv

③重量 30g以下

(3) 末端部用

①測定線種 X・ γ 線

②測定エネルギー範囲、測定線量範囲

・ X・ γ 線 : 25keV～3MeV 0.2mSv～1Sv

③重量 30g以下

3 測定回数

個人線量の測定回数は月1回、年間12回とする。

4 予定数量（年間）

- (1) 広範囲用 約4,000件
- (2) 中性子広範囲用 約170件
- (3) 末端部用 約60件

上記数量はあくまで予定であり、その増減に関して、当院はその責めを負わないものとする。

5 データ管理

個人線量の管理は、受託者が提供する管理ソフトを使用すること。また、受託の際には、それ以前の5年間分のデータを前受託業者から引き継ぎ、契約終了時には次の受託業者へ蓄積したデータを提供すること。

6 報告

測定報告書は、当該月の測定一覧表と個人報告書を発行すること（紙媒体及び電子媒体）。また、測定報告書とは別に、電子媒体で被ばく線量の情報を提出すること。なお、測定結果は電離放射線障害防止規則第9条第2項及び第3項に基づき、mSv（ミリシーベルト）で表示し、測定報告書等は当院の放射線部へ提出すること。

7 留意事項

- (1) 測定結果について、一定基準値以上の実効線量もしくは等価線量を認めた場合は、ただちに担当者まで、報告すること
- (2) 線量測定計の回収・配布に要する費用および報告書作成に要する費用は、すべて受託者が負担すること。
- (3) 当院が緊急の報告を依頼した場合には、24時間以内（中性子は48時間以内）に報告を行うこと。
- (4) 測定器のラベルは、着用月がわかるように、月ごとに色を変えること。
- (5) 測定器は落下などによる破損など、容易に破損しない材質を用いること。
- (6) 測定器の未返却者について、当院に報告をすること。

8 その他

本仕様書に定めない事項は、協議の上、決定するものとする。ただし、軽微な事項は委託者の指示に従うものとする。